



宮 崎 県 公 報

平成30年3月12日 (月曜日) 第 2977 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (砂防課) 1	
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 3	
告 示	
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 7	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 7	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 8	
○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 9	

公 告

○大規模小売店舗の廃止に関する届出…………… (商工政策課) 10
○地図及び簿冊の認証 (4件) …………… (農村計画課) 10
○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 10
○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施…………… (建築住宅課) 10
○開発行為に関する工事の完了…………… (“) 11

人事委員会規則

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………11
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………20

正 誤

○平成20年7月14日付け県公報 (第1998号) 中……………21

規 則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第13号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則 (平成16年宮崎県規則第29号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(身分証明書) 第2条 法第5条第5項 (法第21条第2項及び第28条第2項において準用する場合を含む。) の証明書は、身分証明書 (別記様式第1号) によるものとする。 (計画図の添付図書) 第3条 法第9条第1項の許可を受けようとする者は、省令第8条第2項の計画図に、工事の工程計画表及び次の表に掲げる図面を添付するものとする。 [略]	(身分証明書) 第2条 法第5条第5項 (法第22条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。) の証明書は、身分証明書 (別記様式第1号) によるものとする。 (計画図の添付図書) 第3条 法第10条第1項の許可を受けようとする者は、省令第8条第2項の計画図に、工事の工程計画表及び次の表に掲げる図面を添付するものとする。 [略]
2 [略] (特定開発行為許可申請書の添付図書) 第4条 法第9条第1項の許可を受けようとする者は、省令第8条第1項の特定開発行為許可申請書 (第14条において「許可申請書」という。) に、省令第10条に定める図書のほか、次に掲げる図書を添付するものとする。 (1)～(7) [略] (協議の手続) 第5条 法第14条の協議の手続は、法第10条に規定する申請の手続の例により行うものとする。 (特定開発行為の変更許可申請書等)	2 [略] (特定開発行為許可申請書の添付図書) 第4条 法第10条第1項の許可を受けようとする者は、省令第8条第1項の特定開発行為許可申請書 (第14条において「許可申請書」という。) に、省令第10条に定める図書のほか、次に掲げる図書を添付するものとする。 (1)～(7) [略] (協議の手続) 第5条 法第15条の協議の手続は、法第11条に規定する申請の手続の例により行うものとする。 (特定開発行為の変更許可申請書等)

第 6 条 法第16条第 2 項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書 (別記様式第 2 号) によるものとする。

2 [略]

3 法第16条第 3 項の規定による届出は、特定開発行為変更届出書 (別記様式第 3 号) によってしなければならない。
(工事着手の届出)

第 7 条 法第 9 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、特定開発行為着手届出書 (別記様式第 4 号) により知事に届け出るものとする。

(標識の設置)

第 8 条 法第 9 条第 1 項又は法第16条第 1 項の許可を受けた者 (以下「許可を受けた者」という。) は、当該許可に係る工事に着手した日から完了の日まで、当該工事現場の見やすい場所に、特定開発行為許可標識 (別記様式第 5 号) を設置するものとする。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表面)

[略]
上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 5 条第 5 項、第21条第 2 項又は第28条第 2 項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は立入検査をすることができる者であることを証明する。
[略]

-----9センチメートル-----

(裏面)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (抜すい)
[略]
(立入検査)
第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第 9 条第 1 項、第16条第 1 項、第17条第 2 項、第18条又は前条第 1 項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。
[略]
(緊急調査のための土地の立入り等)
第28条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。
[略]

様式第 2 号 (第 6 条関係)

[略]
特定開発行為の変更の許可を受けたいので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。
[略]
[略]

[略]

様式第 3 号 (第 6 条関係)

第 6 条 法第17条第 2 項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書 (別記様式第 2 号) によるものとする。

2 [略]

3 法第17条第 3 項の規定による届出は、特定開発行為変更届出書 (別記様式第 3 号) によってしなければならない。
(工事着手の届出)

第 7 条 法第10条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、特定開発行為着手届出書 (別記様式第 4 号) により知事に届け出るものとする。

(標識の設置)

第 8 条 法第10条第 1 項又は法第17条第 1 項の許可を受けた者 (以下「許可を受けた者」という。) は、当該許可に係る工事に着手した日から完了の日まで、当該工事現場の見やすい場所に、特定開発行為許可標識 (別記様式第 5 号) を設置するものとする。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表面)

[略]
上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 5 条第 5 項、第22条第 2 項又は第30条第 2 項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は立入検査をすることができる者であることを証明する。
[略]

-----9センチメートル-----

(裏面)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (抜粋)
[略]
(立入検査)
第22条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第10条第 1 項、第17条第 1 項、第18条第 2 項、第19条又は前条第 1 項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。
[略]
(緊急調査のための土地の立入り等)
第30条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。
[略]

様式第 2 号 (第 6 条関係)

[略]
特定開発行為の変更の許可を受けたいので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。
[略]
[略]

[略]

様式第 3 号 (第 6 条関係)

[略]

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項ただし書の規定により変更をしたので、同条第3項の規定により届け出ます。

[略]

[略]

様式第4号(第7条関係)

[略]

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により許可を受けた特定開発行為に着手するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第7条の規定により次のとおり届け出ます。

[略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第14号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和46年宮崎県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)<u>及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第2条 <u>法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による確認の申請書には、省令第1条の3、省令第2条の2又は省令第3条に規定する図書及び書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供し、若しくはこれらの用途を伴う建築物を建築する場合</u> 工場、危険物調書(別記様式第1号)</p> <p>(2) <u>建築物に尿尿浄化槽を設置する場合</u> 尿尿浄化槽設置概要書(別記様式第2号)</p> <p>(3) <u>建築物に予備電源を有する照明設備又は換気、排煙、排水、消火若しくは避雷のための設備を設置する場合</u> 当該設備の設計図書</p> <p>(4) <u>法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定により令で定める規模の範囲内において新築し、増築し、又は用途を変更する場合 <u>不適格特殊建築物調書(別記様式第3号)</u></p> <p>(5) <u>法第86条の7第1項の規定により増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合</u> <u>不適格建築物調書(別記</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)、<u>建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)</u>、<u>建築基準法施行条例(昭和46年宮崎県条例第35号。以下「条例」という。)</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第2条 <u>省令第1条の3第1項の表2の(22)項及び(63)項の(ろ)欄</u>に掲げる危険物の数量表及び工場・事業調書の様式は、別記様式第1号によるものとする。</p>

様式第 4 号又は別記様式第 5 号)

(6) がけに近接する敷地に建築する場合 がけ及び敷地の断面
図

第 3 条 削除

(意見の聴取の公告)

第 5 条の 2 法第 9 条第 5 項、法第 46 条第 2 項又は法第 48 条第 15 項に規定する意見の聴取の公告は、県公報に登載するとともに、当該意見の聴取に係る建築物又は工作物の所在する区域を所管する西臼杵支庁又は土木事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(不適格建築物の報告)

第 13 条 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域又は同項第 2 号に掲げる特別用途地区の指定又は変更により、法第 48 条第 1 項から第 13 項まで又は法第 49 条の規定に適合しなくなった建築物の所有者 (所有者と管理者が異なる場合においては、管理者) は、当該指定又は変更のあった日から起算して 6 月以内に不適格建築物報告書 (別記様式第 13 号) の正本及び副本に、それぞれ不適格建築物報告書附図 (別記様式第 14 号) を添えて、知事に提出しなければならない。

(許可の申請に係る添付書類)

第 18 条 省令第 10 条の 4 第 1 項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書
ア～エ [略]

オ 法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書又は第 13 項ただし書 (法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により許可を受ける場合 次に掲げる図書

(ア) 第 2 条第 1 号に該当する建築物にあっては、同号に掲げる工場、危険物調査

(イ)～(エ) [略]

カ～ク [略]

(4) [略]

2 省令第 1 条の 3 第 1 項の表 2 の (23) 項の (ろ) 欄に掲げる法第 51 条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書の様式は、別記様式第 2 号によるものとする。

3 条例第 5 条に規定するがけに近接する敷地に建築物を建築しようとする場合にあっては、法第 6 条第 1 項の規定による建築物の確認申請書には、がけ及び敷地の断面図を添えなければならない。
○
(浄化槽の設置に係る報告)

第 3 条 建築主は、法第 31 条第 2 項に規定する尿浄化槽又は令第 32 条第 1 項に規定する合併処理浄化槽を設ける場合は、浄化槽設置概要書 (別記様式第 3 号) により建築主事又は指定確認検査機関に報告しなければならない。報告した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による報告は、法第 6 条第 1 項 (法第 87 条第 1 項又は法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による確認の申請又は第 4 条の 2 第 2 項の規定による届出と同時にしなければならない。

(意見の聴取の公告)

第 5 条の 2 法第 9 条第 5 項、法第 46 条第 2 項又は法第 48 条第 16 項の規定による意見の聴取の公告は、県公報に登載するとともに、当該意見の聴取に係る建築物又は工作物の所在する区域を所管する西臼杵支庁又は土木事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(不適格建築物の報告)

第 13 条 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域又は同項第 2 号に掲げる特別用途地区の指定又は変更により、法第 48 条第 1 項から第 14 項まで又は法第 49 条の規定に適合しなくなった建築物の所有者 (所有者と管理者が異なる場合においては、管理者) は、当該指定又は変更のあった日から起算して 6 月以内に不適格建築物報告書 (別記様式第 13 号) の正本及び副本に、それぞれ不適格建築物報告書附図 (別記様式第 14 号) を添えて、知事に提出しなければならない。

(許可の申請に係る添付書類)

第 18 条 省令第 10 条の 4 第 1 項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書
ア～エ [略]

オ 法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書 (法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により許可を受ける場合 次に掲げる図書

(ア) 工場又は危険物の貯蔵又は処理の用途に供し、又はこれらの用途を伴う建築物にあっては、危険物の数量表及び工場・事業調査

(イ)～(エ) [略]

カ～ク [略]

(4) [略]

(建ぺい率の緩和)

第19条 [略]

(計画通知書への準用)

第26条 第2条、第4条、第4条の2、第11条及び前条の規定は、
法第18条の規定による計画通知書に関する手続の場合に準用する
。

別記

様式第1号

工場、危険物調査

[略]

[略]

(建蔽率の緩和)

第19条 [略]

(計画通知書への準用)

第26条 第2条、~~第3条~~、第4条、第4条の2、第11条及び前条の
規定は、法第18条の規定による計画通知書に関する手続の場合に
準用する。

別記

様式第1号 (第2条、第18条関係)

危険物の数量表及び工場・事業調査

[略]

[略]

別記様式第2号を削る。

別記様式第3号中「様式第3号」を「様式第2号(第2条関係)」に改め、同様式を別記様式第2号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

浄化槽設置概要書

年 月 日

設置者の住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

1 設置場所の地名地番		
2 種 類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他	
3 処 理 の 対 象	①尿尿のみ ②尿尿及び雑排水	
4 当該浄化槽において処理する尿尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²	
5 処理対象人員及び算定根拠	人	
6 処 理 能 力	ア 日平均汚水量	m ³ /日
	イ 生物化学的酸素要求量の除去率	%
	ウ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/ℓ
7 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()	
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号	
9 着工予定年月日	年	月 日
10 使用開始予定年月日	年	月 日
11 その他特記すべき事項	使用予定人員 人 補助の有無 有・無 保守点検業者名 法定検査依頼書番号	

(注) 1 次の書類を添付すること。

(1) 尿尿浄化槽が建築基準法第31条第2項の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることを証する書類

(2) 処理する尿尿を排水する建築物の平面図、給排水平面図 (放流経路及び放流先を明記したもの) 及び付近見取図

(3) 尿尿浄化槽の構造図

2 2 欄、3 欄及び7 欄は、該当する事項を○で囲むこと。

3 11 欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用人員を記入すること。

別記様式第 4 号及び別記様式第 5 号を次のように改める。

様式第 4 号及び様式第 5 号 削除

別記様式第 6 号中「様式第 6 号」を「様式第 6 号 (第 4 条関係)」に改める。

別記様式第 6 号の 2 中「様式第 6 号の 2」を「様式第 6 号の 2 (第 4 条関係)」に改める。

別記様式第 6 号の 3 中「様式第 6 号の 3」を「様式第 6 号の 3 (第 4 条の 2 関係)」に改める。

別記様式第 6 号の 4 中「様式第 6 号の 4」を「様式第 6 号の 4 (第 4 条の 2 関係)」に改める。

別記様式第 7 号中「様式第 7 号」を「様式第 7 号 (第 5 条関係)」に改める。

別記様式第 8 号中「様式第 8 号」を「様式第 8 号 (第 6 条関係)」に改める。

別記様式第 11 号中「様式第 11 号」を「様式第 11 号 (第 11 条関係)」に改める。

別記様式第 11 号の 2 中「様式第 11 号の 2」を「様式第 11 号の 2 (第 11 条関係)」に改める。

別記様式第 12 号中「様式第 12 号」を「様式第 12 号 (第 12 条関係)」に改める。

別記様式第 13 号中「様式第 13 号」を「様式第 13 号 (第 13 条関係)」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別記様式第 14 号中「様式第 14 号」を「様式第 14 号 (第 13 条関係)」に改める。

別記様式第 15 号中「様式第 15 号」を「様式第 15 号 (第 14 条関係)」に改める。

別記様式第 16 号中「様式第 16 号」を「様式第 16 号 (第 17 条関係)」に改める。

別記様式第 17 号中「様式第 17 号」を「様式第 17 号 (第 24 条の 3 関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の 2 の改正規定、第 13 条の改正規定、第 18 条第 3 号オの改正規定（「又は第 13 項ただし書」を「、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書」に改める部分に限る。）及び第 19 条の見出しの改正規定並びに別記様式第 13 号の改正規定（「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。）は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 371 号

林業種苗法 (昭和 45 年法律第 89 号) 第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

平成 30 年 3 月 12 日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1339	山本 大陽 東臼杵郡諸塚村大字家代 5797 番地 1	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	山本 大陽 東臼杵郡諸塚村大字家代

宮崎県告示第 372 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成 30 年 3 月 12 日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	猿 迫 川	11- 441- 1 - 001	土 石 流
	小 敷 川	11- 441- 1 - 002	土 石 流
	待 場 川	11- 441- 1 - 005	土 石 流
	蔵ノ平川 1	11- 441- 1 - 007	土 石 流
	蔵ノ平川 2	11- 441- 1 - 008	土 石 流
	北ノ迫川	11- 441- 1 - 009	土 石 流
	道之平川 1	11- 441- 1 - 032	土 石 流
	上西平川 6	11- 441- 1 - 033	土 石 流
	上西平川 5	11- 441- 1 - 034	土 石 流
	田井本川 1	11- 441- 1 - 035	土 石 流
	祝原平川 1	11- 441- 1 - 036	土 石 流
	親父山 9	11- 441- 1 - 037	土 石 流
	親父山 5	11- 441- 1 - 038	土 石 流

親父山 1	11- 441- 1 - 039	土 石 流
親父山 2	11- 441- 1 - 040	土 石 流
親父山 6	11- 441- 1 - 041	土 石 流
道之平川 2	11- 441- 2 - 026	土 石 流
荒内平川	11- 441- 2 - 027	土 石 流
田井本川 2	11- 441- 2 - 028	土 石 流
祝原平川 2	11- 441- 2 - 029	土 石 流
親父山 3	11- 441- 2 - 030	土 石 流
親父山 4	11- 441- 2 - 031	土 石 流
親父山 7	11- 441- 2 - 032	土 石 流
親父山 8	11- 441- 2 - 033	土 石 流
久里原平川	11- 441- 2 - 034	土 石 流
神女久曾川	11- 441- 2 - 035	土 石 流
上 西	I - 1 - 1800	急傾斜地の崩壊
田 井 本	I - 1 - 1804	急傾斜地の崩壊
待 場	I - 1 - 1898	急傾斜地の崩壊
鶴 ノ 平	I - 1 - 1899	急傾斜地の崩壊
秋元（1）	I - 1 - 1900	急傾斜地の崩壊
祝 原 平	I - 1 - 3747	急傾斜地の崩壊
祝原平一新 ①	I - 1 - 3747 - 新①	急傾斜地の崩壊
祝原平一新 ②	I - 1 - 3747 - 新②	急傾斜地の崩壊
祝 原	II - 1 - 1805	急傾斜地の崩壊
竜 泉 寺	II - 1 - 2254	急傾斜地の崩壊
竜泉寺一新 ①	II - 1 - 2254 - 新①	急傾斜地の崩壊
竜泉寺一新 ②	II - 1 - 2254 - 新②	急傾斜地の崩壊

祝原 - 1	II - 1 - 7971	急傾斜地の崩壊
田 井 本	II - 1 - 7973	急傾斜地の崩壊
上 西 平	II - 1 - 8018	急傾斜地の崩壊
上西平一新 ①	II - 1 - 8018 - 新①	急傾斜地の崩壊
田井本平	II - 1 - 8019	急傾斜地の崩壊
誌井知平 - 1	II - 1 - 8020	急傾斜地の崩壊
誌井知平 - 2	II - 1 - 8021	急傾斜地の崩壊
誌井知平 - 3	II - 1 - 8022	急傾斜地の崩壊
久里原平	II - 1 - 8023	急傾斜地の崩壊
王農内平 - 2	II - 1 - 8025	急傾斜地の崩壊
親父山平	II - 1 - 8028	急傾斜地の崩壊
蔵 の 平	II - 1 - 8191	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 373号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	猿 迫 川	11- 441- 1 - 001	土 石 流
	小 敷 川	11- 441- 1 - 002	土 石 流
	待 場 川	11- 441- 1 - 005	土 石 流
	蔵ノ平川1	11- 441- 1 - 007	土 石 流
	蔵ノ平川2	11- 441- 1 - 008	土 石 流

北ノ迫川	11- 441- 1 - 009	土 石 流	竜泉寺-新 ①	II- 1 - 2254- 新①	急傾斜地の崩壊
道之平川1	11- 441- 1 - 032	土 石 流	竜泉寺-新 ②	II- 1 - 2254- 新②	急傾斜地の崩壊
親父山5	11- 441- 1 - 038	土 石 流	祝原- 1	II- 1 - 7971	急傾斜地の崩壊
親父山1	11- 441- 1 - 039	土 石 流	田井本	II- 1 - 7973	急傾斜地の崩壊
親父山2	11- 441- 1 - 040	土 石 流	上西平	II- 1 - 8018	急傾斜地の崩壊
親父山6	11- 441- 1 - 041	土 石 流	上西平-新 ①	II- 1 - 8018- 新①	急傾斜地の崩壊
道之平川2	11- 441- 2 - 026	土 石 流	田井本平	II- 1 - 8019	急傾斜地の崩壊
荒内平川	11- 441- 2 - 027	土 石 流	誌井知平- 1	II- 1 - 8020	急傾斜地の崩壊
田井本川2	11- 441- 2 - 028	土 石 流	誌井知平- 3	II- 1 - 8022	急傾斜地の崩壊
祝原平川2	11- 441- 2 - 029	土 石 流	久里原平	II- 1 - 8023	急傾斜地の崩壊
親父山3	11- 441- 2 - 030	土 石 流	王農内平- 2	II- 1 - 8025	急傾斜地の崩壊
親父山4	11- 441- 2 - 031	土 石 流	親父山平	II- 1 - 8028	急傾斜地の崩壊
親父山7	11- 441- 2 - 032	土 石 流	蔵の平	II- 1 - 8191	急傾斜地の崩壊
親父山8	11- 441- 2 - 033	土 石 流			
久里原平川	11- 441- 2 - 034	土 石 流			
神女久曾川	11- 441- 2 - 035	土 石 流			
上 西	I- 1 - 1800	急傾斜地の崩壊			
田 井 本	I- 1 - 1804	急傾斜地の崩壊			
待 場	I- 1 - 1898	急傾斜地の崩壊			
鶴 ノ 平	I- 1 - 1899	急傾斜地の崩壊			
秋元(1)	I- 1 - 1900	急傾斜地の崩壊			
祝 原 平	I- 1 - 3747	急傾斜地の崩壊			
祝原平-新 ①	I- 1 - 3747- 新①	急傾斜地の崩壊			
祝原平-新 ②	I- 1 - 3747- 新②	急傾斜地の崩壊			
祝 原	II- 1 - 1805	急傾斜地の崩壊			
竜 泉 寺	II- 1 - 2254	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 374号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第1項の規定により、平成25年宮崎県告示第2504号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画下水道事業 宮崎公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和42年8月22日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスティバルマート学園木花台
宮崎市学園木花台西一丁目3番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
植松商事株式会社 代表取締役 植松孝一
宮崎市橋通西四丁目2番30号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,882㎡
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成30年3月7日
- 6 変更する理由
建物を建て替えるため。
- 7 届出年月日
平成30年3月1日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成22年10月1日から平成25年3月4日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市高岡町五町及び浦之名の各一部
- 4 認証年月日
平成30年3月1日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
西都市
- 2 地籍調査を行った期間
平成26年1月1日から平成28年3月23日
- 3 地籍調査を行った地域
西都市大字穂北の一部
- 4 認証年月日
平成30年3月1日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
えびの市
- 2 地籍調査を行った期間
平成26年11月1日から平成29年2月24日
- 3 地籍調査を行った地域
えびの市大字池島及び末永の各一部
- 4 認証年月日
平成30年3月1日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡美郷町
- 2 地籍調査を行った期間
平成27年6月1日から平成29年3月2日
- 3 地籍調査を行った地域
美郷町南郷上渡川の一部
- 4 認証年月日
平成30年3月1日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東郷地区県営土地改良事業（日南市、水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月12日から平成30年4月10日まで
- 3 縦覧場所
日南市役所 農村整備課内
日南市東郷土地改良区 事務所内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士 試験	平成30年7月1日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成30年9月9日 (日曜日) 午前11時00分から 午後4時00分まで
木造建築士 試験	平成30年7月22日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成30年10月14日 (日曜日) 午前11時00分から 午後4時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士 試験	宮崎市霧島1丁目1番 地1 JAアズムホール	宮崎市旭1丁目3番6 号 宮崎県庁7号館
木造建築士 試験	宮崎市霧島1丁目1番 地1 JAアズムホール	宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンシア タ番館 K I T E N (きてん) 8階

3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間

受 付 場 所	受付期間及び受付時間
宮崎市別府町2番12号 宮崎建友会館 2階小会議 室	平成30年4月19日(木曜日)から 平成30年4月23日(月曜日)まで の午前10時から午後5時まで

4 インターネットによる受験申込

申 込 サ イ ト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育 普及センターのホームペー ジ (http://www.jaic.or.jp/ /)	平成30年4月9日(月曜日)午前 10時から平成30年4月16日(月曜 日)午後4時まで

5 郵送による受験申込

郵 送 先	受付期間
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3 番6号 紀尾井町パークビ ル 公益財団法人建築技術教育 普及センター 本部	平成30年4月2日(月曜日)から 平成30年4月16日(月曜日)まで

6 受験手数料

受験申込受付時における使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)第3条別表第2(第429号)に定める所定の額

7 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課(電話0985-26-7195)、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部(電話092-471-6310)又は一般社団法人宮崎県建築士会(電話0985-27-3425)まで問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成30年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び名称
東諸県郡国富町大字田尻字岩 摺 106番6 外1筆 東諸県郡国富町大字田尻字下 水流 107番8 外1筆	東京都品川区大崎一丁目11番2 号 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月12日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>（技能取得手当に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（技能取得手当に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（条例第10条第10項第2号に規定する人事委員会規則で定めるもの）</u></p> <p><u>第16条の2 条例第10条第10項第2号アに規定する人事委員会規則で定めるもののうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。</u></p> <p><u>（1） 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当するもの 退職職員（退職した条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>（2） 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するもの 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の事務又は事業を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>（3） 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当するもの 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県又は特定地方独立行政法人の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>2 条例第10条第10項第2号イに規定する人事委員会規則で定めるものは、前項第2号に定める者とする。</u></p>																																										
<p>様式第8号（第10条関係）</p> <p>（表面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">公共職業訓練等</td> <td style="width: 20%;">[略]</td> <td style="width: 10%;">技能習得手当</td> <td style="width: 40%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受講手当</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>特定職種受講手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（裏面）</p> <p>[略]</p>	[略]					公共職業訓練等	[略]	技能習得手当	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受講手当</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>特定職種受講手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	受講手当	[略]	特定職種受講手当		通所手当		[略]		[略]					<p>様式第8号（第10条関係）</p> <p>（表面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">公共職業訓練等</td> <td style="width: 20%;">[略]</td> <td style="width: 10%;">技能習得手当</td> <td style="width: 40%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受講手当</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>通所手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（裏面）</p> <p>[略]</p>	[略]					公共職業訓練等	[略]	技能習得手当	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受講手当</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>通所手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	受講手当	[略]	通所手当		[略]		[略]				
[略]																																											
公共職業訓練等	[略]	技能習得手当	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受講手当</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>特定職種受講手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	受講手当	[略]	特定職種受講手当		通所手当		[略]																																	
受講手当	[略]																																										
特定職種受講手当																																											
通所手当																																											
[略]																																											
[略]																																											
[略]																																											
公共職業訓練等	[略]	技能習得手当	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受講手当</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>通所手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	受講手当	[略]	通所手当		[略]																																			
受講手当	[略]																																										
通所手当																																											
[略]																																											
[略]																																											
<p>様式第13号の2（第16条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">認定日数</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td style="width: 15%;">通所日数</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">特定職種受講日数</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 15%;">寄宿日数</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（裏面）</p> <p>[略]</p>	[略]						認定日数	[略]	通所日数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">特定職種受講日数</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> </table>	特定職種受講日数	[略]	寄宿日数	[略]	[略]						<p>様式第13号の2（第16条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">認定日数</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td style="width: 15%;">通所日数</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td style="width: 15%;">寄宿日数</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（裏面）</p> <p>[略]</p>	[略]						認定日数	[略]	通所日数	[略]	寄宿日数	[略]	[略]									
[略]																																											
認定日数	[略]	通所日数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">特定職種受講日数</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> </table>	特定職種受講日数	[略]	寄宿日数	[略]																																				
特定職種受講日数	[略]																																										
[略]																																											
[略]																																											
認定日数	[略]	通所日数	[略]	寄宿日数	[略]																																						
[略]																																											

様式第16号の2 (第24条関係)

(表面)

[略]

[略]

[略]

[略]

6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1ヶ月である場合に、安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか

[略]

[略]

(裏面)

注 意 事 項

1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間=支給対象期間(就業手当等)中に職業に就いた(就業した)場合(注)、その失業の認定を受ける日(認定日=確認日(就業手当等))に失業認定申告書と一緒に受給資格証を添えて提出すること。

ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以降失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人または郵送によって申請しても差し支えないこと(この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。)。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。

(注) 就業手当の支給対象となる職業に就いた(就業した)場合とは、失業認定申告書裏面注意書き4に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業(※)以外に就業した場合をいう。

(※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は、事業(その事業により受給資格者が自立することができる)と公共職業安定所長が認めたものに限る。)を開始したこと」をいう。)

この就業手当の支給対象となる「就業」に当たるか否かについて疑問がある場合には、安定所の窓口にお問い合わせすること。

2～7 [略]

8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1ヶ月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

9 [略]

様式第17号(第24条関係)

様式第16号の2 (第24条関係)

(表面)

[略]

[略]

[略]

[略]

6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1ヶ月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか

[略]

[略]

(裏面)

注 意 事 項

1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間=支給対象期間(就業手当に相当する退職手当)中に職業に就いた(就業した)場合(注)、その失業の認定を受ける日(認定日=確認日(就業手当に相当する退職手当))に失業認定申告書と一緒に受給資格証を添えて提出すること。

ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以降失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人または郵送によって申請しても差し支えないこと(この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。)。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。

(注) 就業手当に相当する退職手当の支給対象となる職業に就いた(就業した)場合とは、失業認定申告書裏面注意書き4に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業(※)以外に就業した場合をいう。

(※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は、事業(その事業により受給資格者が自立することができる)と公共職業安定所長が認めたものに限る。)を開始したこと」をいう。)

この就業手当に相当する退職手当の支給対象となる「就業」に当たるか否かについて疑問がある場合には、安定所の窓口にお問い合わせすること。

2～7 [略]

8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1ヶ月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

9 [略]

様式第17号(第24条関係)

<p>(表面) [略]</p> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この申請書には、<u>受給資格証、高年齢受給資格証、特例受給資格証又は被保険者手帳</u>を添えること。</p> <p>3～5 [略]</p> <div data-bbox="145 465 746 504" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>	<p>(表面) [略]</p> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この申請書には、<u>受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証</u>を添えること。</p> <p>3～5 [略]</p> <div data-bbox="810 465 1412 504" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>
--	--

様式第18号及び様式第19号を次のように改める。

様式第18号 (第24条関係)
(表面)

移転費に相当する退職手当支給申請書																	
①申請者	氏 名										受給資格証番号						
	移転前の住所又は居所																
	移転後の住所又は居所																
②就職先の事業所	所 在 地																
	名 称																
③就職決定年月日	年 月 日			雇 用 期 間													
④受講する公共職業訓練等の施設	所 在 地																
	名 称																
⑤特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所 在 地																
	名 称																
⑥受講指示年月日	年 月 日			⑦受講開始年月日			年 月 日			⑧受講修了予定年月日			年 月 日				
⑨移転開始予定年月日	年 月 日			⑩乗車(船)の場所(出発空港)						⑪下車(船)の場所(到着空港)							
⑫移転する者の氏名	⑬生年月日	⑭続柄	※鉄 道 費				※船 賃		※航空賃		※車 賃		※移転料		※着後手当	※計	
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額		
本 人			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円				円	
家 族																	
※合 計			キロメートル				キロメートル		キロメートル		キロメートル		キロメートル	円	円	円	
												就職先の事業主から支給される就職支度費の額		円			
												※差 引 支 給 額		円			
<p>職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により、上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>宮崎県知事 (氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊦</p>																	

(日本工業規格A列4)

（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、知事に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。
- 5 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄、③欄及び⑤欄は記載しないこと。
- 6 ⑨欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 7 ⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 8 雇用期間及び就職先の事業主からの就職支度費の支給の有無及びその額については、事業主の証明書を添付すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

様式第19号 (第24条関係)

求職活動支援費 (広域求職活動費) に相当する退職手当支給申請書														
申請者	氏名					性別	男・女		受給資格証番号					
	住所又は居所													
訪問事業所	名称				所在地									
宿泊地	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係			公共職業安定所関係	公共職業安定所関係			公共職業安定所関係					
泊数	泊	泊			泊	泊			泊					
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費 (広域求職活動費) に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 宮崎県知事 (氏名) 殿 <div style="float: right; margin-right: 50px;">申請者氏名 ㊦</div>														
※ 事 記 載 欄	区 間	鉄 道 費				船 賃		航 空 賃		車 賃		宿泊料 (円)	計 (円)	鉄道距離換算キロ数 [キロメートル]
		距離 [キロメートル]	運賃 (円)	急行料金 (円)	計 (円)	距離 [キロメートル]	運賃 (円)	距離 [キロメートル]	運賃 (円)	距離 [キロメートル]	支給額 (円)			
	合 計													
求人者から支給される広域求職活動費に要する費用の額											円			
差 引 支 給 額											円			

(日本工業規格A列4)

備考

- 1 この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に知事に提出すること。
- 2 この申請書には、次の証明書等を添えて提出すること。
 - (1) 公共職業安定所の長が雇用保険法第59条の規定により、広域求職活動の必要があると認めた旨の証明書
 - (2) 宿泊数を証明する書類又は宿泊数が明示されている領収書
 - (3) 求人者から支給された広域求職活動に要する費用の額又は支給されなかったことを証明する書類
- 3 ※印欄には、記載しないこと。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
<p>様式第19号の2 (第24条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり<u>求職活動支援費(短期訓練受講費)</u>の支給を申請します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 この申請書は、教育訓練を行う者(以下「教育訓練実施者」という。)の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類(以下「教育訓練修了証明書」という。)に記載された受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、知事に提出すること。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第19号の3 (第24条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり<u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u>の支給を申請します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間(<u>求職活動関係役務利用費</u>))中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日(認定日＝確認日(<u>求職活動関係役務利用費</u>))に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、知事に提出すること。</p> <p>ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が<u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u>支給申請書を提出する場合には、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4か月以内に行うこと。</p> <p>2・3 [略]</p>	[略]	職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(短期訓練受講費)</u> の支給を申請します。	年 月 日	宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印	[略]	[略]	職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u> の支給を申請します。	年 月 日	宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印	[略]	[略]	<p>様式第19号の2 (第24条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり<u>求職活動支援費(短期訓練受講費)</u>に相当する退職手当の支給を申請します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 この申請書は、教育訓練を行う者(以下「教育訓練実施者」という。)の発行する<u>求職活動支援費(短期訓練受講費)</u>に相当する退職手当の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類(以下「教育訓練修了証明書」という。)に記載された受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、知事に提出すること。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第19号の3 (第24条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり<u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u>に相当する退職手当の支給を申請します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(裏面)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間(<u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u>に相当する退職手当))中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日(認定日＝確認日(<u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u>に相当する退職手当))に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、知事に提出すること。</p> <p>ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が<u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u>に相当する退職手当支給申請書を提出する場合には、当該求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4か月以内に行うこと。</p> <p>2・3 [略]</p>	[略]	職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(短期訓練受講費)</u> に相当する退職手当の支給を申請します。	年 月 日	宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印	[略]	[略]	職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u> に相当する退職手当の支給を申請します。	年 月 日	宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印	[略]	[略]
[略]																							
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(短期訓練受講費)</u> の支給を申請します。																							
年 月 日																							
宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印																							
[略]																							
[略]																							
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u> の支給を申請します。																							
年 月 日																							
宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印																							
[略]																							
[略]																							
[略]																							
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(短期訓練受講費)</u> に相当する退職手当の支給を申請します。																							
年 月 日																							
宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印																							
[略]																							
[略]																							
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)</u> に相当する退職手当の支給を申請します。																							
年 月 日																							
宮崎県知事(氏名) 殿 申請者氏名 印																							
[略]																							
[略]																							

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月12日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第5号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に規定する職員にあっては<u>15年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては<u>15年</u>）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第2条第2項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては<u>15年</u>）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及</p>	<p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に規定する職員にあっては<u>20年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては<u>20年</u>）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第2条第2項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては<u>20年</u>）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及</p>

び額とする。

別表 (第 6 条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項職員	2 項職員	3 項職員
[略]			
10年以上11年未満	[略]		25,000
11年以上12年未満		20,000	
12年以上13年未満		15,000	
13年以上14年未満		10,000	
14年以上15年未満		5,000	
15年以上16年未満			
16年以上17年未満			
17年以上18年未満			
18年以上19年未満			
19年以上20年未満			
[略]			

び額とする。

別表 (第 6 条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項職員	2 項職員	3 項職員
[略]			
10年以上11年未満	[略]		27,500
11年以上12年未満		25,000	
12年以上13年未満		22,500	
13年以上14年未満		20,000	
14年以上15年未満		17,500	
15年以上16年未満		15,000	
16年以上17年未満		12,500	
17年以上18年未満		10,000	
18年以上19年未満		7,500	
19年以上20年未満		5,000	
[略]			

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

正 誤

平成20年7月14日付け県公報 (第1998号) 中

ページ	段	行	誤	正																																	
7	左		<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">川南町</td> <td>仲原</td> <td>I-1-2116</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>坂下</td> <td>II-1-6211</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>宮野尾</td> <td>I-1-3404</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>白石</td> <td>I-1-3405</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>宮ノ尾</td> <td>I-1-3406</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	川南町	仲原	I-1-2116	急傾斜地の崩壊	坂下	II-1-6211	急傾斜地の崩壊	宮野尾	I-1-3404	急傾斜地の崩壊	白石	I-1-3405	急傾斜地の崩壊	宮ノ尾	I-1-3406	急傾斜地の崩壊	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">川南町</td> <td>仲原</td> <td>I-1-2116</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>坂下</td> <td>II-1-6211</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">都農町</td> <td>宮野尾</td> <td>I-1-3404</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>白石</td> <td>I-1-3405</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>宮ノ尾</td> <td>I-1-3406</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </table>	川南町	仲原	I-1-2116	急傾斜地の崩壊	坂下	II-1-6211	急傾斜地の崩壊	都農町	宮野尾	I-1-3404	急傾斜地の崩壊	白石	I-1-3405	急傾斜地の崩壊	宮ノ尾	I-1-3406	急傾斜地の崩壊
川南町	仲原	I-1-2116	急傾斜地の崩壊																																		
	坂下	II-1-6211	急傾斜地の崩壊																																		
	宮野尾	I-1-3404	急傾斜地の崩壊																																		
	白石	I-1-3405	急傾斜地の崩壊																																		
	宮ノ尾	I-1-3406	急傾斜地の崩壊																																		
川南町	仲原	I-1-2116	急傾斜地の崩壊																																		
	坂下	II-1-6211	急傾斜地の崩壊																																		
都農町	宮野尾	I-1-3404	急傾斜地の崩壊																																		
	白石	I-1-3405	急傾斜地の崩壊																																		
	宮ノ尾	I-1-3406	急傾斜地の崩壊																																		

--	--